

務 務
課 課

に改め、同表福島県相双建設事務所の項中

富岡 土木 事務 所	双葉 郡富 岡町	富岡 土木 事務 所	双葉 郡富 岡町
	双葉郡		双葉郡
真野 ダム 管理 事務 所	相馬 郡飯 館村		

総務課
業務課
ダム課

「富岡
土木
事務
所」を
「双葉
郡富
岡町」

総務課
業務課
ダム課

課 課 課

に改め、同表福島県北建設事務所の項から福島県いわき建設事務所の項までの

分掌事務の欄建設事務所の項第二十五号中「及び福島県南会津建設事務所」を、「福島
県南会津建設事務所及び福島県相双建設事務所」に改め、同欄土木事務所の項の次に次
の一項を加える。

あぶくま高原道路管理事務所

あぶくま高原道路の管理運営に関すること。

別表第一の七の表福島県あぶくま高原自動車道建設事務所の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の表の改正
規定は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第二十号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正
する。

別表第一会津若松市の部4の項中「及び滝沢町」を、「滝沢町、八角町及び飯盛三丁
田」に改め、同表郡山市の部6の項中「及び三穂田町川田」を、「三穂田町川田、御前
南一丁目、御前南二丁目、御前南三丁目、御前南四丁目、御前南五丁目及び御前南六丁
田」に改め、同表喜多方市の部7の項中「入田付小学校」を「入田付小学校」に改め、
同表田村市の部6の項中「牧野小学校」を「日牧野小学校」に改め、同表本宮市の部5
の項中「鎌沢の」を「鎌沢並びに高木字赤木266番地の1、266番地の5及び267番地の
1の」に改め、同表塙町の部2の項中「及び大字塙越」を、「大字塙越並びに大字板庭
字牛麩中187番地、188番地、189番地及び190番地」に改め、同部3の項中「、大字中塚、
大字板庭、」を「及び大字中塚の区域、大字板庭の区域のうち2の区域に含まれる区域
以外の区域並びに」に改め、同表古殿町の部1の項中「田口小学校」を「古殿小学校」
に改め、同部2の項中「山上小学校」を「田山上小学校」に改め、同部3の項中「論田
小学校」を「日論田小学校」に改め、同部4の項中「宮本小学校」を「日宮本小学校」
に改め、同部5の項中「大原小学校」を「日大原小学校」に改め、同部6の項中「大久
田小学校」を「日大久田小学校」に改め、同表飯館村の部4の項中「真野ダム管理事務
所」を「日真野ダム管理事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一会津若松市の部、
郡山市の部、本宮市の部及び塙町の部の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県規則第二十一号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正
する。

第五条第六項中「あぶくま高原自動車道建設事務所、」及び「福島空港建設事務所」
を削る。

第六条第二項第二号ウ中、「過疎・中山間地域振興担当理事にあっては企画調整総室、
子ども施策担当理事にあっては保健福祉総室、空港担当理事にあっては観光交流局」を
削る。

別表第二農林水産部の項中「福島県いわき家畜保健衛生所(い家保) 福島県富岡用
水改良事務所(富用)」を「福島県いわき家畜保健衛生所(い家保)」に改め、同表土
木部の項中「福島県石川土木事務所(石土)」を「福島県石川土木事務所(石土) 福
島県あぶくま高原道路管理事務所(あ高道)」に、「福島県富岡土木事務所(富土)
福島県真野ダム管理事務所(真ダム)」を「福島県富岡土木事務所(富土)」に、「福
島県小玉ダム管理事務所(小ダム) 福島県あぶくま高原自動車道建設事務所(あ自

建)を「福島県小玉ダム管理事務所(小ダム)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(文書法務課)

福島県規則第二十二号

福島県土地改良財産規則の一部を改正する規則

福島県土地改良財産規則(平成三年福島県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 農林事務所 福島県出先機関設置条例(平成五年福島県条例第五十六号) 第六条

第一項に規定する農林事務所をいう。

第四条中「出先機関」を「農林事務所」に改める。

第五条の見出し中「出先機関」を「農林事務所」に改め、同条本文中「出先機関」を「農林事務所」に改め、「(第二号工及び第三号に掲げる事務については農林事務所の長に限る。)」を削り、同条ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(農地管理課)

福島県規則第二十三号

福島県道路監理員規則の一部を改正する規則

福島県道路監理員規則(昭和三十一年福島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び大峠・日中総合管理事務所並びにあぶくま高原自動車道建設事務所」を「あぶくま高原道路管理事務所及び大峠・日中総合管理事務所」に改める。

第三条第二号中「所管区域」の下に「あぶくま高原道路管理事務所にあつてはあぶくま高原道路の区域を、」を加え、「あぶくま高原自動車道建設事務所にあつては阿武隈地域における自動車専用道路の区域を」を削る。

別表土木事務所の項の次に次のように加える。

あぶくま高原道路管理事務所	所長の職にある職員
所	その他知事が指定する職員

別表あぶくま高原自動車道建設事務所の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(道路計画課)

訓 令

福島県訓令第三号

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年三月三十一日
福島県知事 佐藤 雄平
労働委員会事務局
本庁 機関
出先 機関

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中 「家畜保健衛生所長」を「家畜保健衛生所長」に、 「建設事務所次長(副課長

相当職にある者を除く。)」を「建設事務所次長(副課長相当職にある者を除く。)」

に、「家畜保健衛生所次長」を「家畜保健衛生所次長」に、「あぶくま高原自動車道建設事務所次長」を「あぶくま高原道路管理事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第四号

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年三月三十一日
福島県知事 佐藤 雄平
本庁 機関
出先 機関
労働委員会事務局

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職の格付に関する規程(昭和三十七年福島県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表の行政職給料表格付表中 「用水改良事務所長」を「家畜保健衛生所次長」に、「

一家畜保健衛生所次長」に、「真野ダム管理事務所」を「

一家畜保健衛生所次長」に、「

「事務所長 事務所課長
 あぶくま高原自動車
 道建設事務所長
 管理」を「
 事務所長 事務所課長
 事務所課長
 管理」に
 「事務所課長
 あぶくま高原自動車
 道建設事務所長
 管理」に改める。

あぶくま高原自動車
 道建設事務所次長
 あぶくま高原自動車
 道建設事務所課長

を「
 あぶくま高原道路
 管理事務所長
 」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(人事課)

告 示

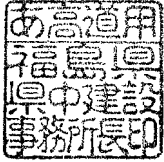
福島県告示第百八十四号

公印を次のように新調し、平成二十三年四月一日その使用を開始する。

平成二十三年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
20の3	福島県中建設事務所長 印（福島県あぶくま高原 道路管理事務所用）		福島県あぶくま高原道 路管理事務所長

(文書法務課)